

# 建築物衛生法における水質基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年10月12日政令第304号) 最終改正:平成26年12月24日政令第412号

## 《ビル管理法の対象施設》

1. 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 2. 店舗又は事務所 3. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) 4. 旅館	床面積 3,000㎡以上
5. 学校教育法第1条に規定する学校(小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園)	床面積 8,000㎡以上

項 目	基準値	水道水/地下水	水道水/地下水	水道水/地下水	地下水	雨水、下水処理水等
		省略不可 11項目	ビル管定期 16項目	消毒副生成物 12項目	有機化学物質 7項目	雑用水管理 5項目
一般細菌	100個/mL以下	○	○			
大腸菌	検出されないこと	○	○			●
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		●			
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			○		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○			
四塩化炭素	0.002mg/L以下				○	
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				○	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下				○	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				○	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				○	
ベンゼン	0.01mg/L以下				○	
塩素酸	0.6mg/L以下			○		
クロロ酢酸	0.02mg/L以下			○		
クロロホルム	0.06mg/L以下			○		
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			○		
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			○		
臭素酸	0.01mg/L以下			○		
総トリハロメタン	0.1mg/L以下			○		
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			○		
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			○		
ブロモホルム	0.09mg/L以下			○		
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			○		
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		●			
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		●			
銅及びその化合物	1.0mg/L以下		●			
塩化物イオン	200mg/L以下	○	○			
蒸発残留物	500mg/L以下		●			
フェノール類	0.005mg/L以下				○	
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○			
pH値	5.8以上8.6以下	○	○			○
味	異常でないこと	○	○			
臭気	異常でないこと	○	○			○
色度	5度以下	○	○			
濁度	2度以下	○	○			●※
外観	ほとんど無色透明であること					○
分析頻度	—	6ヶ月以内に1回	6ヶ月以内に1回 ●…水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、次回の水質検査時に省略は可能	1年に1回 6/1~9/30までの間の水温の高い期間に行うこと	3年以内に1回 地下水その他の水を水源の全部または一部としている場合	○…7日に1回(遊離残留塩素測定を含む) ●…2ヶ月以内に1回 ※水洗便所用水の場合は不要

### 備考

- 水道又は専用水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給する場合
    - 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に以上を認めるとき ⇒ 必要な項目について検査
  - 地下水、その他上表に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合
    - 給水開始前 ⇒ 水道水質基準に関する省令の全項目(51項目)
    - 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に以上を認めるとき ⇒ 必要な項目について検査
    - 周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準に適合しないおそれがあるとき ⇒ 必要な項目について検査
  - 雑用水の管理について
    - 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率が0.1mg/L(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)以上に保持するようにすること。
- ※供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率が0.2mg/L(結合残留塩素の場合は、1.5mg/L)以上とすること。